

# 那 霸 市 公 報

第 1 4 3 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### 告 示

- 那霸広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について
- 那霸広域都市計画道路の変更について
- 那霸広域都市計画用途地域の変更について
- 那霸広域都市計画防火地域の変更について
- 那霸広域都市計画高度利用地区の変更について
- 那霸広域都市計画特別用途地区の変更について (都市計画課) ..... 1338

### 公 告

- エコ・タウン真地建築協定の認可及び縦覧について (建築指導課) ..... 1339

### 議 会 訓 令

- 那霸市議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令 ..... 1340

### 上 下 水 道 局 告 示

- 那霸市排水設備指定工事店の新規指定について ..... 1342

### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について ..... 1343
- 選挙人名簿登録の抹消について ..... 1344

---

---

**告 示**

---

---

**那覇市告示第130号**

平成18年3月3日

掲 示 済

那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業の決定について  
那覇広域都市計画道路の変更について  
那覇広域都市計画用途地域の変更について  
那覇広域都市計画防火地域の変更について  
那覇広域都市計画高度利用地区の変更について  
那覇広域都市計画特別用途地区の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、那覇広域都市計画の決定及び変更をしたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那 覇 市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 都市計画の種類

那覇広域都市計画第一種市街地再開発事業  
那覇広域都市計画道路  
那覇広域都市計画用途地域  
那覇広域都市計画防火地域  
那覇広域都市計画高度利用地区  
那覇広域都市計画特別用途地区

## 2 都市計画の名称及び都市計画を決定または変更する土地の区域

牧志・安里地区第一種市街地再開発事業  
決定する部分 那覇市安里2丁目、牧志2丁目、牧志3丁目  
7・4・那1号 牧志安里線  
変更する部分 那覇市安里2丁目、牧志3丁目  
牧志・安里地区(用途地域)  
変更する部分 那覇市安里2丁目、牧志2丁目、牧志3丁目  
牧志・安里地区(防火地域)  
変更する部分 那覇市安里2丁目、牧志2丁目、牧志3丁目  
牧志・安里地区(高度利用地区)  
変更する部分 那覇市安里2丁目、牧志2丁目、牧志3丁目  
壺屋文教地区(特別用途地区)  
変更する部分 那覇市安里2丁目、牧志2丁目、牧志3丁目

## 3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市銘苅 2-3-1 銘苅庁舎 5階)

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 1 8 2 号

平成 1 8 年 2 月 2 8 日

掲 示 済

## エコ・タウン真地建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 6 条の 3 第 2 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 4 項の規定により準用する建築基準法第 7 3 条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

## 1 認可番号

第 2 号

## 2 認可年月日

平成 1 8 年 2 月 2 8 日

## 3 建築協定の名称

エコ・タウン真地建築協定

## 4 建築協定区域の地名地番

那覇市真地 3 2 4 番 2 5 他 1 1 筆

## 5 縦覧場所

那覇市役所 都市計画部 建築指導課

那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 F

---

---

**議 会 訓 令**

---

---

那覇市議会訓令第 1 号

平成 1 8 年 3 月 1 日

施 行 済

那覇市議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市議会議長 久 高 将 光

## 那覇市議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令

那覇市議会事務局職員名札はい用規程（1966年議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市議会事務局職員名札の制式及び貸与に関する規程

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この規程は、職員であることを表示するための名札の制式及び貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「別に定めのあるもののほか」を削り、「第1号様式」の次に「及び第2号様式」を加える。

第4条及び第5条を次のように改める。

（貸与）

第4条 名札は、次に掲げるときに貸与する。

(1) 職員となったとき。

(2) ICカード読取機が設置されていない庁舎から初めて勤務することとなったとき。

（届出）

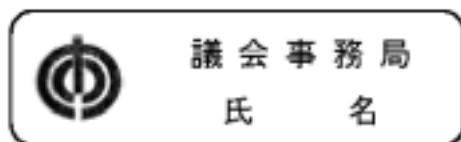
第5条 名札を損傷し、又は紛失したときは、名札損傷・紛失届（第3号様式）により議長に速やかに届け出なければならない。

第6条を削る。

第7条第2項を削り、同条を第6条とする。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）



寸法 横 65ミリメートル 縦 20ミリメートル

地質 プラスチック

色 地色 黒色 文字 白色 市紋章 黄色

第 2 号様式 (第 2 条関係)



寸法 横 85ミリメートル 縦 54ミリメートル

地質 ICカード

色 地色 薄水色 文字 黒色 市紋章 紺色

写真 上半身カラー (縁なし四角形) 横 30ミリメートル 縦 38ミリメートル

第 2 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 3 号様式 (第 5 条関係)

名 札 損 傷 ・ 紛 失 届		
所属		
職名	職員番号	氏名
理由	損傷 紛失 その他 ( )	
上記のとおり届け出ます。 年 月 日		
那覇市議会議長 様		氏名 印

付 則

この訓令は、平成18年3月1日から施行する。

---

---

**上下水道局告示**

---

---

那霸市上下水道局告示第 20 号

平成 1 8 年 2 月 2 4 日

掲 示 済

那霸市排水設備指定工事店の新規指定について

那霸市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定及び異動があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 高嶺 晃

## 新 規 指 定

指定(登録)番号 第 3 8 7 号  
指定工事店名 株式会社 イチゴ  
営業所所在地 浦添市西原5丁目1番9号  
代表者名 國場 幸貞  
有効期間 自 平成18年2月17日  
至 平成22年3月31日

指定(登録)番号 第 3 8 8 号  
指定工事店名 有限会社 兼城設備工業  
営業所所在地 南風原町兼城136番地  
代表者名 大城 光仁  
有効期間 自 平成18年2月17日  
至 平成22年3月31日

指定(登録)番号 第 3 8 9 号  
指定工事店名 有限会社 新居開発  
営業所所在地 那霸市楚辺2丁目3番1号  
代表者名 大濱 善克  
有効期間 自 平成18年2月21日  
至 平成22年3月31日

## 異 動

指定(登録)番号 第 313号  
指定工事店名 有限会社 津嘉山ステンレス工業  
営業所所在地 沖縄市知花4丁目37番1号  
代表者名 宮平 正則  
指定店の有効期限 自 平成13年9月10日  
至 平成18年3月31日  
異動年月日 平成17年4月22日  
異動事由 住所の変更

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第77号  
平成18年3月2日  
掲 示 済

## 直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城 勝 夫

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 4,827人
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 80,450人
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 40,225人

那覇市選挙管理委員会告示第78号  
平成18年3月2日  
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 登録抹消者リスト(選挙管理委員会にて保管)のとおり
- 2 登録抹消条件 平成17年10月1日から同年10月31日までに転出した者及び職権消除された者
- 3 登録抹消者数 926名(男509名 女417名)